

第百三号議案

都と特別区及び特別区相互間の財政調整に関する条例の一部を改正する条例
右の議案を提出する。

令和元年六月四日

提出者 東京都知事 小 池 百 合 子

都と特別区及び特別区相互間の財政調整に関する条例の一部を改正する条例

都と特別区及び特別区相互間の財政調整に関する条例（昭和四十三年東京都条例第十五号）の一部を次のように改正する。
第十二条第一項中「及び航空機燃料譲与税法（昭和四十七年法律第十三号）」を「、航空機燃料譲与税法（昭和四十七年法律第十三号）及び森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律（平成三十一年法律第三号）」に、「及び航空機燃料譲与税の」を「、航空機燃料譲与税及び森林環境譲与税の」に改め、同条第二項の表十三の項の次に次のように加える。

十四 森林環境譲与税 前三年度に譲与された譲与税の額

別表一の部八の款3の項中「一三、三五六円」を「一三、三六三円」に改める。

附 則

（施行期日等）

1 この条例は、公布の日から施行し、この条例による改正後の都と特別区及び特別区相互間の財政調整に関する条例（以下「新条例」という。）の規定は、平成三十一年度の都と特別区及び特別区相互間の財政調整から適用する。

（都と特別区及び特別区相互間の財政調整に関する条例の一部を改正する条例の一部改正）

2 都と特別区及び特別区相互間の財政調整に関する条例の一部を改正する条例（平成十九年東京都条例第八十号）の一部を次のように改正する。

附則第九項中「() 第二条」を「() 第二条第一項」に改める。

3 都と特別区及び特別区相互間の財政調整に関する条例の一部を改正する条例（平成二十九年東京都条例第十三号）の一部を次のように改正する。

第三条のうち、第三条第一項の改正規定中「事業税の収入額」の下に「（標準税率を超える税率で事業税を課する場合に、法人の行う事業に対する事業税の収入額に相当する額から当該額に地方税法施行令（昭和二十五年政令第二百四十五号）第五十七条の二の六第一項に規定する標準税率超過率を乗じて得た額を控除した額）」を加え、「地方税法施行令（昭和二十五年政令第二百四十五号）第五十七条の二の四」を「同令第三十五条の四の五」に改める。

附則第一項第二号中「平成三十二年四月一日」を「令和二年四月一日」に改める。

附則第三項中「平成三十二年度」を「令和二年度」に改める。

附則第四項中「平成三十二年度」を「令和二年度」に、「収入額に地方税法施行令（昭和二十五年政令第二百四十五号）第五十七条の二の四の規定による率」とあるのは「収入額（平成三十一年十月一日から平成三十二年三月三十一日までの間に納付された法人の行う事業に対する事業税の収入額を含む。）に百分の二・四」を「収入額」とあるのは「収入額（令和元年十月一日から令和二年三月三十一日までの間に納付された法人の行う事業に対する事業税の収入額を含む。）（「収入額に」とあるのは「収入額（令和元年十月一日から令和二年三月三十一日までの間に納付された法人の行う事業に対する事業税の収入額を含む。）」に改める。

附則第五項中「平成三十三年度」を「令和三年度」に、「額を」を「額を統計法」に改める。

附則第六項中「平成三十四年度」を「令和四年度」に、「額を」を「額を統計法」に改める。

附則第八項中「平成三十二年度から平成三十四年度まで」を「令和二年度から令和四年度まで」に改める。

（経過措置）

4 平成三十一年度から令和三年度までの各年度に限り、新条例第十二条第二項の表十四の項中「前三年度に譲与された譲与税の額」とあるのは、「東京都規則で定めるところにより算定した額」と読み替えるものとする。

(提案理由)

地方税法施行令等の一部を改正する政令（平成三十一年政令第八十七号）の施行による地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）の改正等に伴い、交付金総額、基準財政収入額の算定方法及び基準財政需要額の単位費用を改めるほか、規定を整備する必要がある。